

引き上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費

消費税率は、平成26年4月1日より5%から8%へ引き上げられ、その引き上げ分の地方消費税収（市町村においては地方消費税交付金）については社会保障施策に要する経費に充当する旨地方税法に明記されました。本表はその引き上げ分の地方消費税交付金の充当先を以下のとおり示すものです。

（歳入）

・市町村交付金（社会保障財源化分）273,574千円

参考：地方消費税交付金総額 646,323千円（内一般財源化分 372,749千円）

（歳出）

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 4,194,986千円

【内訳】

地方単独事業 3,172,748千円、国庫補助事業 792,243千円、

投資的経費 6,118千円、公債費 116,105千円、共済費負担金 107,772千円

[引当項目一覧]※社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の内地方単独事業分

（単位：千円）

費目	経費	財源内訳			一般財源のうち 事務職員人件 費等	事務職員人件 費等を除いた 一般財源	うち消費税交 付金引き上げ 分の額
		特定財源		一般財源			
		国県支出金	その他				
総合福祉	54,422	30	115	54,277	54,277	4,680	
うち 社会保障施策に要する経費	54,422	30	115	54,277	54,277	4,680	
医療	1,938,704	297,867	251,777	1,389,060	1,389,060	119,440	
うち 社会保障施策に要する経費	1,887,907	297,867	204,844	1,385,196	1,385,196	119,440	
介護・高齢者福祉	1,030,695	5,796	65,498	959,401	959,401	82,726	
うち 社会保障施策に要する経費	1,030,695	5,796	65,498	959,401	959,401	82,726	
子ども・子育て	1,419,704	35,144	630,895	753,665	753,665	59,294	
うち 社会保障施策に要する経費	1,351,217	32,667	630,895	687,655	687,655	59,294	
障がい者福祉	50,731			50,731	50,731	3,395	
うち 社会保障施策に要する経費	39,378			39,378	39,378	3,395	
就労促進	30,137			30,137	30,137	0	
うち 社会保障施策に要する経費				0	0	0	
貧困・格差対策等	55,021	8,152	28	46,841	46,841	4,039	
うち 社会保障施策に要する経費	55,021	8,152	28	46,841	46,841	4,039	
合計	4,579,414	346,989	948,313	3,284,112	0	273,574	
うち 社会保障施策に要する経費	4,418,640	344,512	901,380	3,172,748	0	273,574	

※本表は平成30年度大田市決算統計に基づく「社会保障施策に要する経費」に関する調査において計算した社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費のうち、地方単独事業分に対して市町村交付金（社会保障財源化分）の振り分けを行ったものです。

※千円単位の端数調整の都合上決算額と数値が異なる場合があります。